

資 料

〔個人住民税の税率構造の見直し〕

平成23年12月15日

総 務 省

個人住民税：税率構造の見直しについて

1. 課題

- 個人住民税の税率構造については、平成 19 年度の 3 兆円の税源移譲の際に、次のような観点から 10%比例税率化されている。

(1) 応益性の明確化

- 所得にかかわらず、等しく 10%の税を納めることで、受益と負担の関係がより明確化し、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格にふさわしい税率構造へ。
- 税源移譲前後で、個人住民税・所得税の合計税率は同じであり、国・地方を通じた累進構造に変化なし。

(2) 地域間の税源偏在度の縮小

- 比例税率化により 13%→10%の減収の影響は、高額所得者が多い団体に大きく作用する一方、5%→10%の影響は全ての納税者に発生し、全ての団体に作用することから、税収の偏在度が縮小。

(3) 税収の安定性の向上

- 累進税率から比例税率とされたことにより、景気変動に対する税収の安定性が向上。

2. 改革の方向性

- 個人住民税の税率構造については、応益性の明確化等の観点から10%比例税率化された経緯を踏まえて、検討していくこととしてはどうか。

平成23年度税制改正大綱（抄）

平成22年12月16日
閣 議 決 定

第2章 各主要課題の平成23年度での取り組み

2. 個人所得課税

(2) 個人住民税

① 基本的な考え方

個人住民税は「地域社会の会費」として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有しています。そのため、所得税と異なる、次のような特徴を有しています。

- ・ 税率構造は、10%比例税率を基本とし、応益性を明確化
- ・ 所得控除は控除項目・金額ともに所得税の範囲内

- ・ 税額控除は課税技術上の控除が中心で、政策的な控除は極めて限定的

地域主権改革を進めていく観点からは、地方税源を充実することが必要であり、そのための方策の一つとして、個人住民税の充実強化を検討することは、地方消費税と並ぶ重要な課題です。

個人住民税の「地域社会の会費」的性格をより明確化する観点から、所得税における諸控除の見直しや低所得者への影響にも留意しつつ、個人住民税の諸控除の見直しについて検討を進めます。

個人住民税収の推移

- 税率構造の見直しや人的控除額の引上げなど、所得税と同様、累次の負担軽減措置が講じられてきた。
- 平成19年度には、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が行われている。

【抜本的税制改革】

▲1.6兆円(所得割の税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:26万→30万円)、配偶者特別控除・特定扶養控除の創設(35万円)等)

+0.6兆円(利子課税の見直し等)

【税制改革】

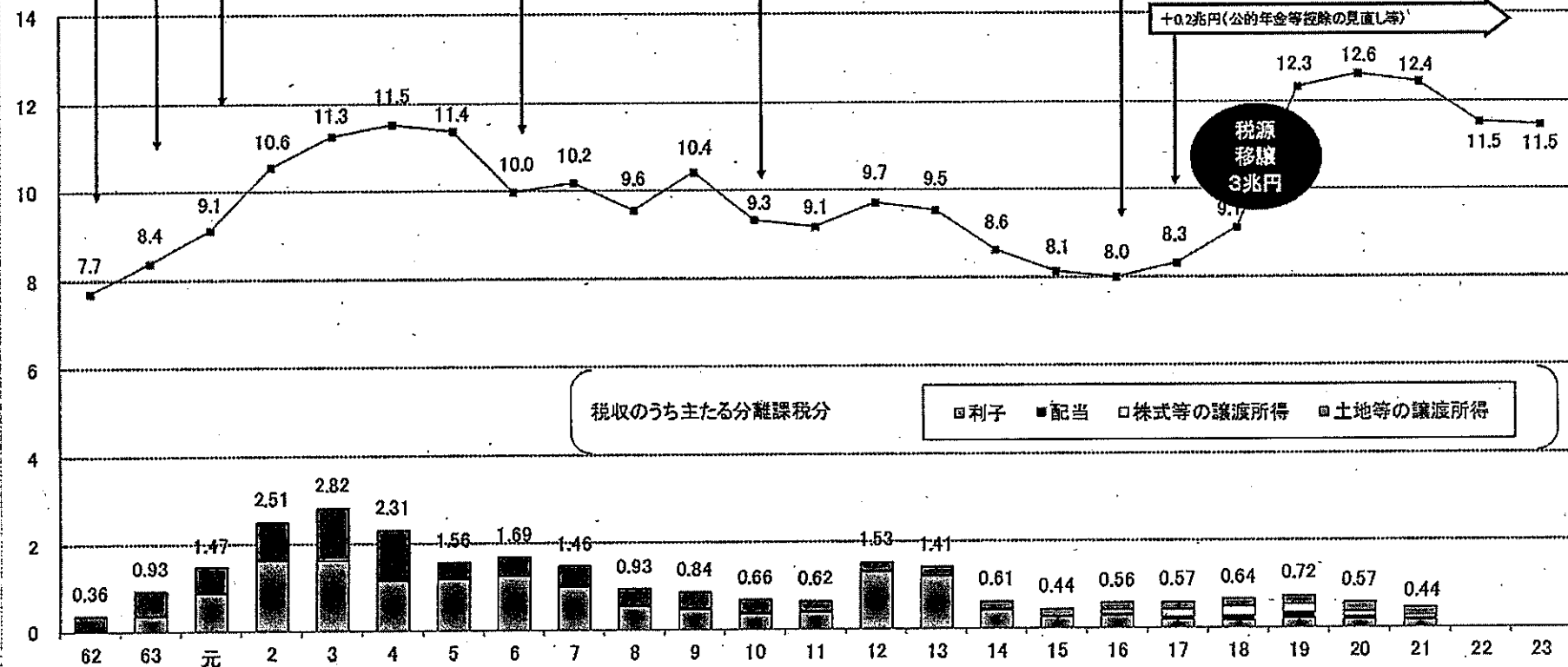
▲1.0兆円(所得割の税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除(31万円→33万円)、給与所得控除の引上げ)

▲0.2兆円(最高税率の引下げ)

+0.3兆円(配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止等)

+0.2兆円(公的年金等控除の見直し等)

(単位:兆円)



(注1) 平成21年度までは決算額、22年度は決算見込額、23年度は地方財政計画による。

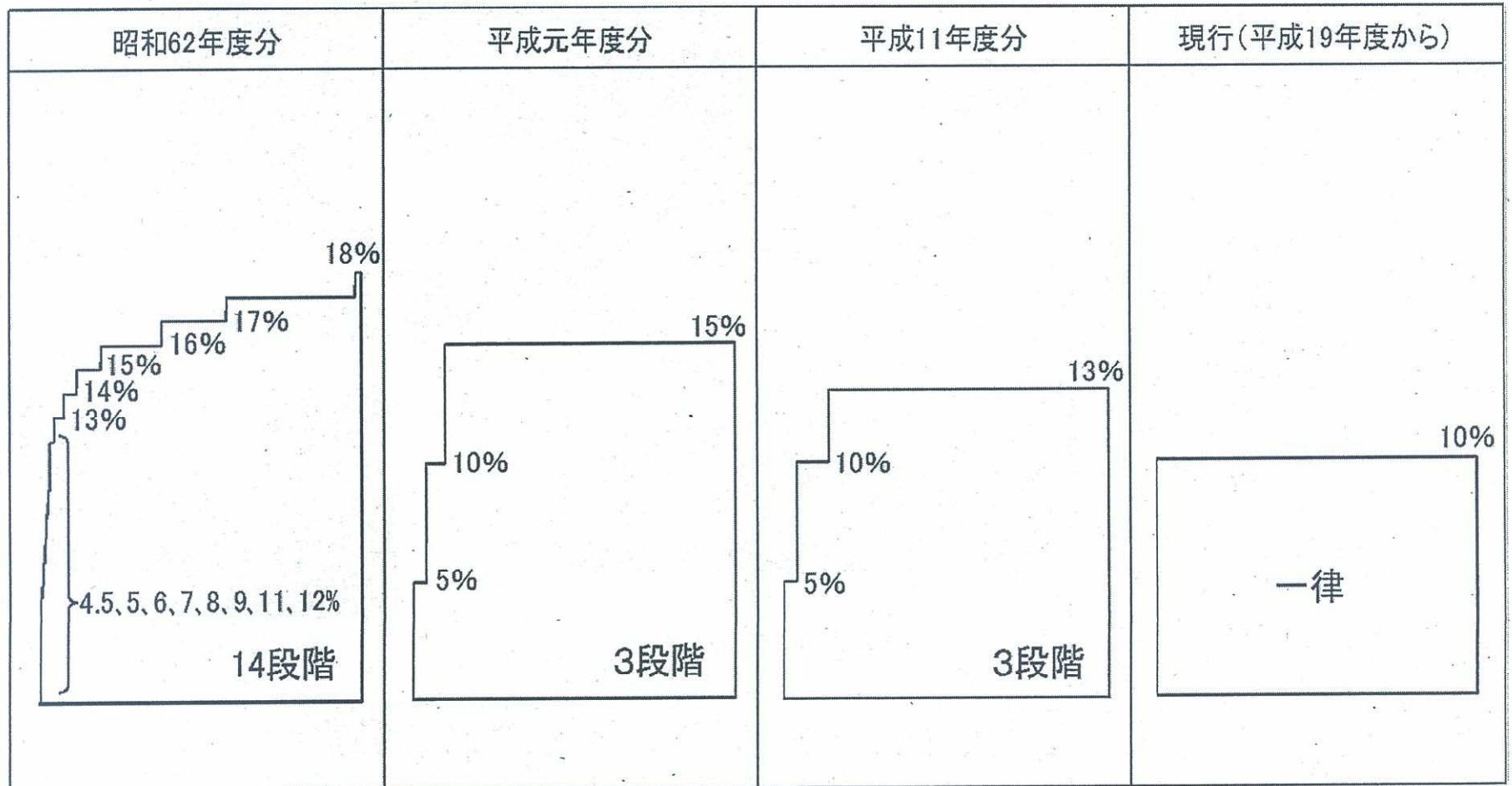
(注2) グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

(注3) 分離課税の税収は、利子分は利子割、配当分は配当割、株式等の譲渡所得は所得割申告分離課税+株式等譲渡所得割、土地等の譲渡所得は所得割申告分離課税の税収。H22、H23はデータなし。

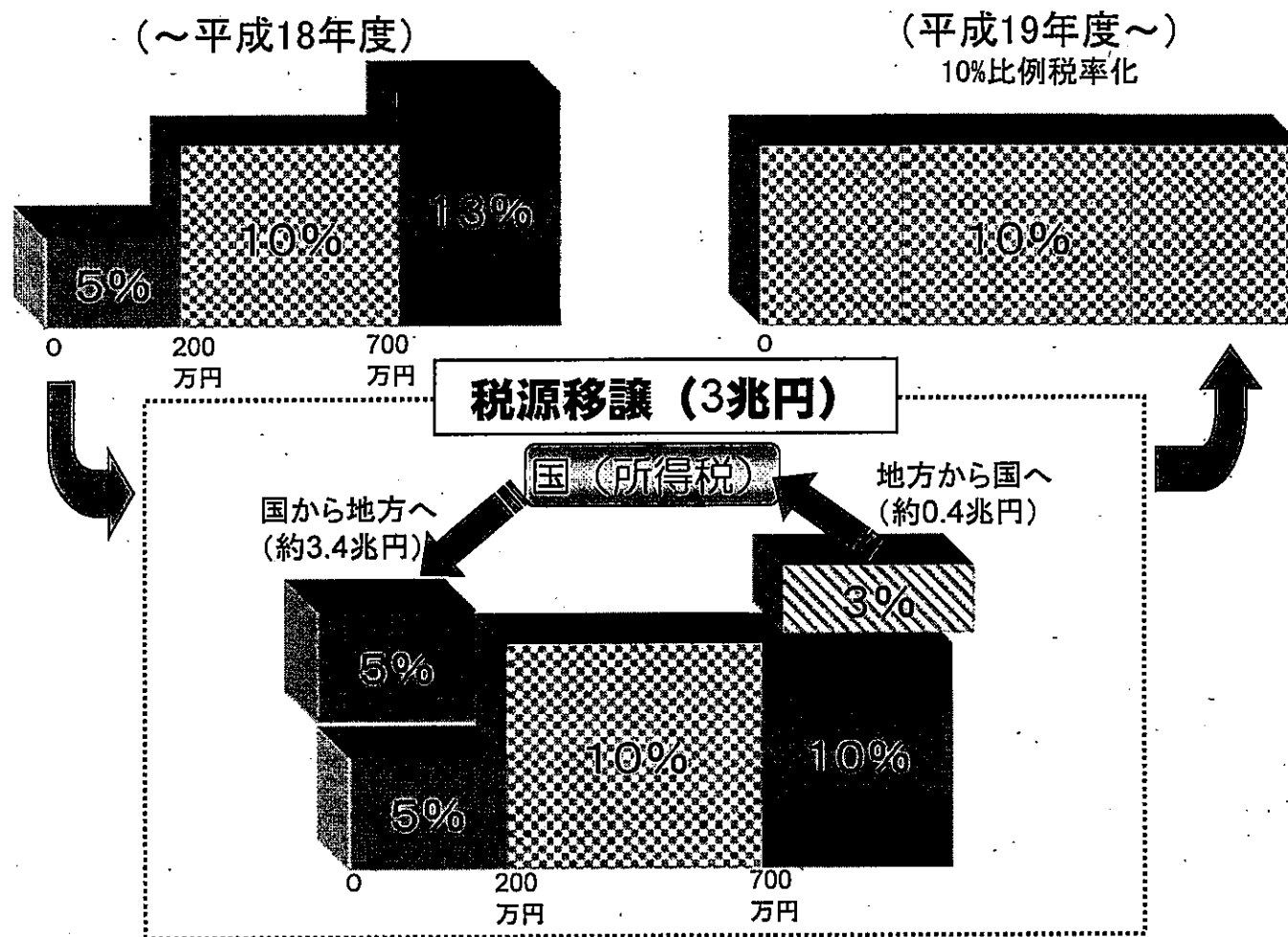
個人住民税所得割の税率の推移(イメージ図)

- 昭和62年度当時の個人住民税は、4.5%～18%の14段階の税率構造。
- 現在は一律10%の税率構造。

個人住民税

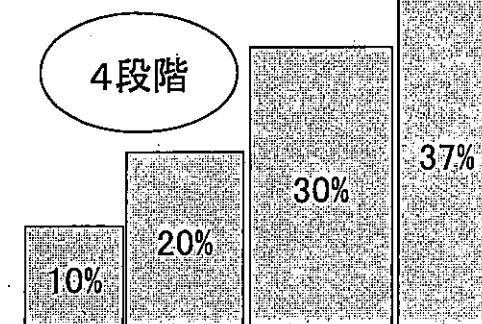


税源移譲時の個人住民税の税率構造の見直し

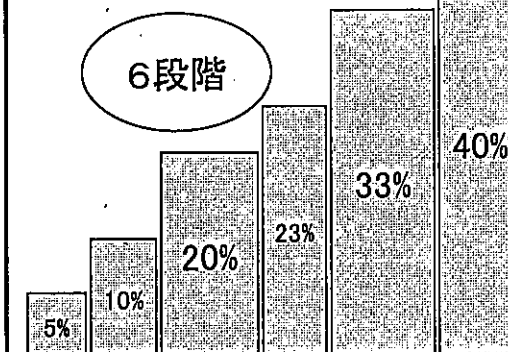


<参考>所得税率

(～平成18年)



(平成19年～)



- 所得税から個人住民税へ3兆円の税源移譲
- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%に改正